

電波監理審議会（第960回）議事要旨

1 日 時

平成22年11月10日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、小舘 香椎子（会長代理）、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

(3) 幹事

高橋 重行（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

田中情報流通行政局長、稲田官房審議官、大橋総務課長 他

4 議 事 模 様

(1) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可について

（諮問第34号）

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

日本放送協会（以下「NHK」という。）のBSデジタル放送において、受信機設置確認のメッセージを消去する連絡をした視聴者のうち、一定期間契約奨励活動を行っても衛星契約に至らない場合に、契約締結の案内に関するメッセージ（以下「契約案内メッセージ」という。）を受信機画面に改めて表示することができるようNHKから受信規約の変更の認可申請があったものであり、BSデジタル放送の契約率向上により受信料の公平負担の徹底に資するものであること等から、本件申請を認可することとしたいとするものである。

イ 主な質疑応答

- ・契約案内メッセージが繰り返し表示されても受信者が未契約である場合、受信者はBSデジタル放送を受信できなくなるのか、との質問に対して、受信できなくなるものではない、との回答があった。

- ・現在画面表示されている受信機設置確認のメッセージについて、視覚的に邪魔である等、視聴者から意見は寄せられているのか、との質問に対して、表示なしの状態よりはある程度見づらさはあると思うが、放送法に基づき契約締結を促す観点から適当であるものとする、との回答があった。

(文責：電波監理審議会事務局)